

# 県民税利子割の「更正請求」について

定期預金の中途解約等により、支払利息の額が変更になり、県税の還付が必要なときは、下記の書類を提出してください。（記入例を参考に記入してください。）

## 提出書類

### 1 県民税利子割更正の請求書

更正は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以降においては、することができません。

### 2 誤納額計算明細書

預入ごとに、中間払利息額・税額、中途解約時の利息額・税額を記入してください。

### 3 月別内訳書

更正の請求の対象が複数月にわたる場合は、月別の内訳書を添付し、請求書には合計額を記入してください。

### 4 月別明細書（参考）

誤納額計算明細書の内訳を月別内訳書に転記する際に記入してください。（集計用の参考様式のため省略可能です。）

### 5 定期預金元利金支払票の写し等

既支払利息額、中途解約利息額の確認ができる書類

### 6 定期預金照会票の写し等

中間利払した月と、中間払利息額の確認ができる書類

※2の月別内訳書、3の誤納額計算明細書は「例」です。必要な事項が記載されていれば異なる書式のものでも結構です。

#### 更正前の課税標準額（支払利息額）・税額をお問い合わせください

税額が過去に更正されている場合、今回の更正の対象（更正前の金額）は、過去に更正された後の金額です。（地方税法20条9-3）

例）過去に、税額1,000円を900円に更正した営業月の税額を、再度更正するときは、更正前税額900円と記載

担当部署	連絡先	管轄
備前県民局税務部 直税課個人課税班	086-233-9815	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局税務部 課税課個人・間税課税班	086-434-7017	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、矢掛町
美作県民局税務部 課税課事業課税班	0868-23-1272	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

## 県民税利子割更正の請求書

令和3年 6月27日

岡山県〇〇県民局長 殿

特別徴収義務者

申告月を記載してください。数ヶ月分をまとめて請求する場合は、その最初と最後の申告月を

「県民税利子割更正に係る月別内訳」の該当箇所の数字を記入してください。

所在地 岡山市北区内山下8092

名称 岡山銀行株式会社

(特別徴収義務者番号 12345-101 )

(法人番号 123456789012 )

利子の種類を記入してください。

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の9の3第○項の規定により、次のとおり更正の請求をします。

利子等の種類

銀行以外の金融機関の預貯金利子

更正の請求の対象期間 平成 30年 8月 から 令和 2年 8月 まで

区分

課税標準額

税額

更正の請求前

D 3,000,000 円

E 150,000 円

更正の請求後

F 2,998,000 円

G 149,900 円

差引額

H 2,000 円

I 100 円

更正の請求の理由等

定期預金の期限前解約利息額が預金者に支払った中間利息より小さくなったことに伴い預金者からその差額の返還を受けたため

還付金振替口座

金融機関名

岡山

銀行  
組合  
金庫  
農協

内山下

支店

預金種別

1 普通

2 当座

3 別段

口座番号

9999999

口座名義人

株式会社岡山銀行 内山下支店

- 注 1 更正の請求の対象期間は、申告月を記載してください。
- 2 更正の請求の理由を証する資料を添付して提出してください。
- 3 還付金について、口座振替による支払を希望する場合は、「還付金振替口座」の欄に希望する振替口座を記入してください。ただし、口座名義人は、債権者のものに限りません。

# 誤納額の計算明細書

## 記入例

(単位:円)

例: 当月中に2預貯金の期限前解約が発生し、それぞれの預貯金について中間利払いを複数回行っていた場合

年月日	お名前	支払金額	中間利払時		期限前解約時		差引誤納額 ①-②
			税額① (所得税) (地方税)	支払金額	税額② (所得税) (地方税)	差引誤納額 ①-② (所得税) (地方税)	
	岡山 太郎	1,000	153 50	/	/	46 15	
	123456	1,000	153 50	/	/	46 15	
	R3.6.10	1,000	153 50	/	/	46 15	
	小計	3,000	459 150	2,100	321 105	138 45	
	備中花子	2,000	306 100	/	/	84 28	
	987654	A 2,000	306 100	/	/	84 27	
	H28.6.20			/	/		
	小計	4,000	612 200	2,900	444 145	168 55	B

太線の枠内に必要事項を記入してください。(小計は自動計算とされます。)

小計Bと一致するように、Aの割合で按分した額を記入してください。小計Bと一致するよう端数は調整してください。

- 「預貯金者情報」欄については、預貯金者名及び証書番号等の預貯金を特定できる事項を記載します。
- 各預貯金の「小計」欄における中間利払時支払金額、同税額及び期限前解約時支払金額を確認するため、帳票の(写し)を添付してください。
- 「差引誤納額」欄には、誤納額を中間利払いに係る税額の比に応じて按分した額を記載してください。その際、按分した額の合計金額が「小計」欄記載の金額と合致するよう端数を調整してください。
- 「中間利払時の支払金額・税額」及び「差引誤納額」欄の金額について、「更正請求の月別内訳書」により各預貯金の各月分を集計し、「更正請求の月別明細書」に転記してください。

## 更正請求の月別内訳書

(単位:円)

### 記入例

支払年月	支払金額	税 額	納付年月日	誤納額(還付請求額)
		(所得税)	(所得税)	(所得税)
		(地方税)	(地方税)	(地方税)
平成 30 年 7 月	1,000	153	H30.8.10	46
		50	H30.8.10	A 15
令和 元 年 7 月	3,000	459	R1.8.12	130
		150	R1.8.12	B 43
令和 2 年 7 月	3,000	459	R2.8.11	130
		150	R2.8.11	C 42
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
合 計	7,000	1071		306
		350		100

・「誤納額の計算明細書」の額を月毎に集計してください。  
 ・各年7月営業分の県民税利子割領収証書(写し)を添付してください。

記入例

県民税利子割更正に係る月別明細書

(単位:円)

利子の支払月 (営業年月)	更正前		更正後		課税対象利子の 支払変更額 ①-③	過誤納額 (還付額) ②-④
	課税標準額① (課税対象利子支払額)	地方税額②	課税標準額③ (課税対象利子支払額)	地方税額④		
平成 30 年 7 月	1,000,000	50,000	999,700	49,985	300	A 15
令和 元 年 7 月	1,000,000	50,000	999,150	49,957	850	B 43
令和 2 年 7 月	1,000,000	50,000	999,150	49,958	850	C 42
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
合計	D 3,000,000	E 150,000	F 2,998,000	G 149,900	H 2,000	I 100